内外交差点

タクシーにとって千載一遇のチャンス 一般雇用が吉と出るか凶と出るか――

岩村 龍一氏 (コミタクモビリティサービス会長) 第1/12回

今回より1年にわたり、当コラムに寄稿をさせていただくこととなった。素人ゆえの拙筆は申すまでもなく、ついつい偏った私見で物申すかも知れないが、どうか暖かい目で見ていただけることをお願いしたい。

さて、記念すべき第1回のテーマは?と考えたと ころ、やはり「ライドシェア」に触れないわけには いかないだろうと思った。菅義偉前首相が「ライド シェア解禁」を謳ってから約半年、すでに業界にお いてはライドシェア解禁の議論など、とうに終結し ていたと思っていたが、あれよあれよという間に話 は進み、最新の情報では、この4月から都市部で解 禁するという。このスピードはいったいなんなの だ。政府において「大人の事情」や「忖度」があっ たかどうかは知らないが、タクシー事業者が好むと 好まざるとに関わらず、すでに賽は投げられたので ある。もはや後戻りはない。ただ、大きな変革の前 には、ビジネスチャンスがあることも事実であり、 今回の場合、タクシー事業者にとっては、千載一遇 のチャンスであることに間違いはない。なにせ、そ の辺を走っているクルマの全てを、自社のタクシー 車両にできる可能性があるのだから夢のような話で ある。おまけに設備投資はほとんどゼロ。スマホか タブレットの端末と配車アプリさえあれば、物理的 には即日開業可能なのである。このチャンスを放っ ておく手はないのである。

ただし、当然、リスクも考えなければならない。 美しいものには棘がある、始め易いものは終わり難いのが世の常である。ましてや、日本では誰もやったことのないビジネスである。行く方法に何が待っているか、創造する力も経営には必要である。

現時点では「日本型ライドシェア」のルールの詳細が未だわからない。向こう1~2ヶ月ではっきりするのだろうが、私が考えるタクシー事業者にとっての最大のリスクは「雇用形態」にあると思っている。日本型ライドシェアでは、これを甘く見ている節があると思う。

厚労省の手前なのか、世論の批判回避なのか、どうやらこのまま行くと、ドライバーとの雇用形態は、一般雇用となりそうである。その選択が後の



大きな荷物にならなければ良いと祈るのだが、日本 では、社員を一度雇えば相当な理由がない限り解雇 できない。どんなに理不尽なことであろうと、社員 が起こす事故、不祥事、クレームの全ての責任を負 い、社会保険料の負担まで付いてくるのである。冷 静に考えて欲しい、先進モデルであるはずのUbe r を始めとしたライドシェアというビジネスモデル の利点は、ドライバーとの「業務委託契約」に裏付 けられている。つまりは、ほとんどの責任をドライ バーに課す。ずるいとか責任転嫁とかいう問題では ない。そういうビジネスモデルなのである。割り切 ることが必要なのであると私は思う。もちろん、有 期雇用制度という手もあるが、本質的に日本の進ん でいる雇用政策とは矛盾する。有期雇用が認められ る裏付けをきちんと取り付けておかなければ、タク シー事業者のリスクになることを知って欲しいので ある。この辺りを慎重に議論し検討して欲しいもの である。

さて、雇用形態以外にも課題は山積である。タクシー事業者以外の新規参入(M&Aによるものも含めて)や区域拡大、地域・時間の制限の方法、また、点呼の方法や営業所設立の要件等、実に多岐にわたり整備が必要となるはずである。4月GOだ、6月GOだと言うより、業界を交えてきちんと議論すべきであると思うのだが、残念ながらその兆しはない。

いずれにしても、これまで現場を支えて来た既存のドライバーさんたちが、冷や水飲まされるようなことにだけはならないようにと心より願うばかりである。この方たちの血と汗の結晶が今日の日

本のタクシーなの である。何のため のライドシェアめの ライドシェアなの か、忘れてはなら ないのである。

